

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

国連で1979年に採択された「女性差別撤廃条約」は、「世界の女性の憲法」とも言われるように、ジェンダー平等を実現するための最も重要な国際基準であり、日本は1985年に批准しました。その後、条約の実効性を担保するために、1999年に国連で採択されたのが「選択議定書」です。選択議定書を批准すれば、条約上の権利を侵害されたにもかかわらず国内で救済されなかった人が、国連の女性差別撤廃委員会に「個人通報」することが可能になります。通報を受けた委員会は、それが条約上の違反であると認定すれば当事国に対して「見解」を出し勧告することができます。これは、法的拘束力は持ちませんが、司法の判断への影響などを通じて、女性差別撤廃条約の内容が確実に履行される契機になります。しかし、現在、女性差別撤廃条約の締約国189か国中、115か国が選択議定書を批准している中で、日本はまだ批准していません。

その国の男女間の格差を示すジェンダー・ギャップ指数について、初めて公表された2006年以来、日本は0.65前後で推移しており、完全な平等を示す1.0に向かう傾向が全く見られません。当時80位だった世界ランクは下り続け、2023年は過去最低の125位、今年は118位と、どうてい「先進国」とは言えない状況であり、この20年近く、ジェンダー不平等を是正する有効な政策が講じられなかったことを示しています。このことは地方での若年女性の県外流出や人口減少にも影響しています。

選択議定書の批准はこの状況を変え、日本のジェンダー平等度を国際基準にする重要な第一歩ですが、政府は「早期批准について真剣に検討する」としているにもかかわらず、「検討」は一向に進展していません。

この状態を憂慮し、全国でこれまで延べ349の自治体議会から政府に「選択議定書の批准を求める意見書」が提出され、山梨県内でもすでに8市3町3村の議会から意見書が提出されています。

国連の女性差別撤廃委員会はこれまで日本政府に対して選択議定書の批准を繰り返し求めてきましたが、10月17日には、8年ぶりに日本政府の条約実施状況報告に対する国連女性差別撤廃委員会の審議が行われ、委員会の「総括所見」が公表されました。選択議定書の批准については、「検討に時間がかかりすぎているのは遺憾であり、批准に対するあらゆる障害に速やかに対処し、排除するよう」勧告を受けました。

日本国憲法は「締結した条約は、これを切実に遵守することを必要とする」と、国際協調主義を謳っています。「上野原市男女共同参画推進条例」もその「基本理念」に、「男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること」を掲げています。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、国会および政府に「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を強く求める」旨の意見書を提出します。

令和6年12月13日

山梨県上野原市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

外務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）